

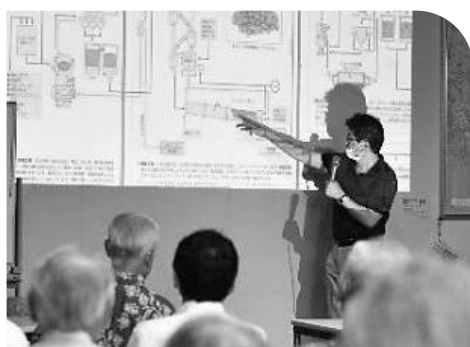


川重(株)中国出向エンジニア過労死事件 ご遺族を支える会結成される 世論で川重を包囲、裁判長には民意を伝えよう

7月23日、こうべまちづくり会館で「川崎重工業（株）・中国出向エンジニア過労死事件のご遺族を支える会」結成総会が59名の参加で開かれました。被害者ご遺族の訴えをしっかりと受け止め支援の活動に取り組むことが確認され、総会は成功しました。会には9日までに9団体と個人で42名が加入されています。

トラブル対応と処理不可能な業務量

弁護団の八木和也弁護士は、Aさんが2013年4月に中国の合併会社に出向した後の業務、合併会社の事業内容、仕事環境、具体的な業務行程、契約体系に至るまで詳細に説明しました。



当初2人で出向の予定が川重の都合でAさん一人を出向させたこと、この時点ですでに川重と合併会社間で、多発するプラントトラブルの見解の対立で陰湿な状態の最中であり、そうした中で本来業務に加え本来業務以外のトラブル対応も求められ、本来業務の設計業務に手が回らず、処理不可能な業務量が課せられ肉体的にも精神的にも追い詰められました。こうした経過や会社の指示は、交わされた1000通余のメール分析結果からも裏付けられたと説明しました。そして「この事件を理解し裁判に勝利するためには、出来るだけ多くの方にAさんがどんな仕事をさせられ、どれだけの精神的な負荷を受けて自死に至ったかを正確に知ってもらう事が裁判の結果を決する」ことを強く訴えました。

労災認定以前から心理的負荷は大！

Aさんの労災認定（2016年）は「転勤・仕事内容の変更・ミスをした（本来の業務が出来ていなかった）と心理的負荷を認めうつ病を（自死の）直前に発症した」と判定したが、これまでほとんど携わってない分野の業務遂行を全部任せられたという事だけでも心理的負荷等に当たる。転勤という慣れない環境、達成困難なノルマを負わせ、Aさんはすでに6月下旬からうつ病を発症していたと弁護団は考える、と示しました。

川重はSOSも労安法を最後まで無視し続けた

出向前の安全配慮義務違反については、海外出向者に対して労働安全衛生規則で義務付けられた健康診断を受けさせ、異常値が出ているのに本人には知らせず、産業医の「改善してから

赴任」の意見を無視して出向させた健康保持義務違反がある。さらに、社内研修を行わず2カ月間中国語講座に通わせただけで不十分なものであった。特に出向後の対応は、すでに出向後の安全配慮義務違反が問われた判例（広島地裁H16.3.9、東京地裁H20.12.8）「労働者が出向先での仕事に困難が生じたとして相談してきた場合には、出向先での業務遂行に伴う疲労や心理的負荷が過度に蓄積してその心身の健康を損なうことが無いよう配慮し、出向先の会社に勤務状況を確認し、出向の取り止めや休憩取得や医師の受診の勧奨等の措置を取るべき注意義務がある」として確定しているにもかかわらず、川重は勤務状況を十分に認識しながら追加派遣や案件を引き取ることなどをやっていなかった。この事実は2つの大きな安全配慮義務違反になる、とこの事件の核心部分を指摘しました。

ご遺族が心からの訴え

ご遺族は支援の要請を思いを込めて訴えられました。

「はじめまして、川崎重工業に謝罪を求め提訴しました原告です。本日は、お忙しい中お集まり頂きありがとうございます。



事件発生後、川重に対して夫の業務についての責任はないのかと、足を何度も運びましたが、会社からは一切謝罪の言葉はありませんでした。挙句の果てに、入門を拒否し文句があれば文書を出せという態度でした。

2016年3月、夫の過重労働が原因でうつ病を発症したと、国は労災を認めて労災認定となりました。認定理由は、「仕事内容・仕事量の変化を生じさせる出来事があった」「転勤をした」「会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした」と以上の理由で認定になりました。

労災認定で業務と自死の因果関係が認められているのに、川重は認めてくれず無視でした。夫の父が「通知書」を出しても、弁護団から「損害賠償請求」を出しても「一切対応しかねます」の一点ばりでした。

夫は会社に2度殺されたようなものです。このような川重の対応は、あまりにも社会道徳にかけらるもので非人間的だと思います。世間常識の人間的な態度が必要です。

夫の葬儀後、自宅に来られた7名の方は口を揃えて「仕事の量は以前の神戸と変わらない」「AQCは夫の仕事ではなく、単なる伝達係であり、仕事の負荷とならない」旨の発言をされました。後にこれは、虚偽の説明である事が分かりました。

メールを情報共有している人達が、そのような発言をするという事は、会社の口外無用、口止めが働いているとしか思えません。

総括部長に関しては、自宅に来られた時「本日伺ってお聞きした内容の中で情状酌量の余地があれば、考慮して見解を出したい」と言われ、こちらが「情状酌量？どういう意味ですか？」と聞いて「あ。いえ不適切でした」と返答。夫の死をまるで刑事事件の犯罪者と同等に受け止めていることがわかりました。

親子の幸せで穏やかな生活を奪った川重

夫のSOSを会社が受け止めすぐに対応してくれていれば、夫は今も子どもの成長と一緒に見守り、私の横にいて幸せで穏やかな生活を送っていたはずです。

長女は「進路の事とかパパに相談したかった」と、父親の記憶が全くない次女は、「肩車してほしかった」「テストやスイミングの事褒めて欲しかった」と話しています。

本来であれば、人生の節目ごとの大切な相談をしたり、日常の話をきいてもらったりしていたと思います。父親の事を知らずに育つというのは、その子にとってどれだけ辛く悲しい思いをさせているのか、母親として非常に悲しく思います。

この度、提訴するにあたり、初めて娘に亡くなった経緯、亡くなり方、その後の川重の対応全てを伝えました。3人で号泣し、私はパパを守れなかった事を娘に詫言いました。

長女は強い口調で上司を非難しました。どんな反応をするかとても不安でしたが、娘2人の存在は逆に物凄く力になってくれています。

自死させるために中国に行かせたのか！

なぜ、川重は夫のSOSを無視し、精神的に追い込んで自死させたのか聞きたいです。

中国での職場環境も、だっ広い部屋に夫と通訳の机があるだけで、身近に相談できる人もおらず、孤独で辛かったと思います。

夫は自死するために中国に行かされたのですか。

国が過労死を認めているにも拘わらず、川重は夫の過労死を認めていません。上司は、具体的な労働実態、業務内容など日々のメールのやりとりで実情を把握しています。何の手も打たず、追い詰めトラブルの責任を押し付け夫のSOSを無視しました。

川重に、安全配慮義務違反があった事は明らかです。川重は、企業を守る事のみ専念し、会社の業務を全うしようと身を犠牲にした夫を侮辱し、夫の命を軽んじるものであり、死人にムチを打つ行為で強い憤りを感じます。

虚偽の説明は許せない！

先日行われた川重の株主総会で、会社が「残された家族の育英と家庭の安定をはかるべく経済面での補助を継続しています」と回答した場面がありました。しかし私たちが受給していた育英年金は会社と係争関係になれば打ち切りとの規約があり、規約通りこの裁判の提訴とともに4月分で打ち切りになっていました。そもそも子供の育英と裁判で川重に責任を問うことは無関係なはずで、私はこんな規約はおかしいと思います。しかも川重は総会で堂々と嘘をつきました。あらためて憤るととも

に、川重がお金で遺族を黙らせようとする体質の会社であることがよく分かりました。

人の命より、会社の業務や利益を優先させて、夫は自死にまで追い込まれました。

川重にとっては、夫は3万人以上いる中の1人かもしれませんが、私たちにとってはとても大切な夫であり父親です。

最後に、川崎重工業株式会社は、夫の過労死に真摯に向き合っていたきたいです。そして、私達家族に心からの謝罪を求めます。どうか皆様、私達親子のご支援をお願い致します。

事件解決へ運動の柱を確認

総会では羽柴 修（弁護士）、大澤芳清（兵庫民医連会長）、成山太志（兵庫労連議長）、佐野 旦（いの健兵庫センター理事長）の四氏を共同代表に選出。また選出された岡崎事務局長からは、今回地元の大企業川崎重工で起こった痛ましい事件のご遺族を支えるために会を結成した。解決を迫っていくために幅広い皆様のご支援をいただき、川重を社会的に包囲することが必要。そのためにぜひこの会にたくさんの方がご参加していただき、事件解決のためにご支援をいただきたいと訴え、運動の3本の柱を提案し承認されました。

- ・神戸地裁宛の個人署名
- ・川崎重工業（株）に提出する団体署名
- ・事件を知らせていくニュースの発行

特に10月12日の第一回公判が焦点になると強調しました。

第一回口頭弁論の成功が焦点！

第1回神戸地裁口頭弁論

10月12日11時から 101号大法廷で開廷

＝閉廷後「あすてっぷ神戸」で報告集会を開催＝

第一回口頭弁論では

- ➡原告自身が裁判所に訴えかける「意見陳述」が行われます。
- ➡弁護団からパワーポイントなどを使って事案の概要を説明します。これを満杯の傍聴人で支えましょう!!

◎川崎重工業（株）中国出向エンジニア過労死事件の社会的関心の大きさを裁判所に示すために傍聴席があふれ、抽選が必要になるようにすることが必要です。

◎そのことが第2回以降の大法廷での開廷に繋がります。

◎7月末の進行協議の席で川重は、国が労災認定で自死であることを認めているにもかかわらず、自死か事故かという点から争う予定であると述べ、その証拠提出は基本的に考えていないと不誠実な主張を堂々とおこなっています。第一回口頭弁論を成功させることは、この姿勢に痛打をあたえるものになります。皆様のご支援をお願い致します。

連絡先：神戸市長田区腕塚町3-2-2 新長田サウナビル2F

いの健兵庫センター内

電話：078-611-8638 fax：078-646-7229

E-mail：inoken-hyogo@mwu-hyogo.net

